

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
54	子育て世帯生活支援特別給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、子育て世帯生活支援特別給付金等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和6年12月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金等の支給に関する事務
②事務の概要	令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯、令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税になる世帯のうち、基準日時点で、同一世帯で18歳以下の児童を養育している世帯にこども加算を支給する。 福祉総合情報システムを通じて、世帯構成など、支給要件の確認を行うほか、対象者が公金受取口座を希望した場合、番号連携サーバを通じて情報を取得する。
③システムの名称	中間サーバー、システム連携基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、ひとり親世帯への給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条及び第11条 ・番号法第9条第1項 別表の135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
②所属長の役職名	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2674 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号：044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ #NAME? ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	I 関連情報(1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要)	【事務全体の概要】 ① 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 ② 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯について、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。 ③ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】 ①・② 令和3年1月2日から基準日前日までに本市に転入してきた者について、課税地である他自治体に課税情報を確認し、本給付支給対象者であるか判定する。 ③ 令和4年1月2日から基準日前日までに本市に転入してきた者について、課税地である他自治体に課税情報を確認し、本給付支給対象者であるか判定する。	【事務全体の概要】 ① 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 ② 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯について、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。 ③ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 ④ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】 ①・② 令和3年1月2日から基準日前日までに本市に転入してきた者について、課税地である他自治体に課税情報を確認し、本給付支給対象者であるか判定する。 ③ 令和4年1月2日から基準日前日までに本市に転入してきた者について、課税地である他自治体に課税情報を確認し、本給付支給対象者であるか判定する。 ④ 令和5年1月2日から基準日前日までに本市に転入してきた者について、課税地である他自治体に課税情報を確認し、本給付支給対象者であるか判定する。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(2特定個人情報ファイル名)	子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、子育て世帯への臨時特別給付金情報ファイル	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、ひとり親世帯への給付金情報ファイル	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠)	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 【情報提供】 なし	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の121の項 【情報提供】 なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(5評価実施機関における担当部署①部署)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名)	こども家庭課長	家庭支援担当課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先)	・こども未来局こども支援部こども家庭課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2674 ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2674 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和4年8月31日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和4年8月31日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月12日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条及び第11条 ・番号法第9条第1項 別表第1の101の項	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条及び第11条 ・番号法第9条第1項 別表の135の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月12日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の121の項 【情報提供】 なし	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供】 なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月12日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月12日	IIしきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月12日	IIしきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月12日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月12日	IVリスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月12日	IVリスク対策 9監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減
令和6年12月12日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月12日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない